

## 役員等報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益性・非営利性を確保する観点から見直された改正社会福祉法人法の趣旨に則り、社会福祉法人エリザベス・サンダース・ホーム(以下「当法人」とする)の評議員および理事、監事(以下「役員等」とする)およびそれ以外の当法人における役員、各委員に関する報酬および交通費(以下「報酬等」とする)について、必要な事項を定める。

### (報酬等の支給)

**第2条** 評議員および役員等には、勤務形態に応じて報酬等を支給することとし、その地位にある事のみによって支給しない。

2. 報酬額の決定は、理事会で決議し、評議員会の承認を得るものとする。
3. 報酬は、指定口座に年額を振込み、日額の場合は当日に支給する。

### (専任の役員の報酬支給基準)

**第3条** 専任の役員【理事長または当法人の理事であって、理事長の命を受け、理事会で承認された際の理事が、当法人・施設の運営のために継続的(毎週継続的に業務に従事する場合)】に対する報酬は、別表1に定める額とする。

### (非常勤理事、監事および評議員の報酬支給基準)

**第4条** 前掲第3条以外の非常勤理事、監事および評議員に対する報酬は、別表2 (1)および(2)に定める額とする。教職員の兼務理事の報酬は、別表2 (5)に定める額とする。

### (報酬等の支給基準)

**第5条** 報酬等は以下の支給基準に従うものとする。

- (1) 理事及び監事の報酬は、各年度の総額は6,000,000円とし業務(勤務)実態に即して、それぞれ別表1および別表2(2)に定める報酬額の年額を支給する。
- (2) 評議員に対しては、各年度の総額が1,300,000円を超えない範囲で、別表2(1)に定める報酬額の年額を支給する。
- (3) 上記(1)および(2)以外の報酬は、別表2の各号に従い支給すること

が出来る。

(4) 旅費については、当法人「旅費規程」に定めるところにより実費を支給する。

(5) 役員等への報酬は、本法人設立理念の奉仕という観点に鑑み、期末、年度末、功労金等の諸手当は支給しないものとする。本人の申出による報酬等の受領辞退があった場合、報酬等を支給しないことが出来る。

#### (評議員および役員等以外の報酬等)

**第6条** 評議員、役員等以外の報酬について。

1. 総裁および顧問の報酬について、別表 2 (2)に定める報酬を支給する。
2. 教職員以外の評議員選任・解任委員および法人の設置する特別委員会の委員の報酬等については、別表 2 (3)に定める報酬を支給する。

#### (公表)

**第7条** 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

**第8条** この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

**第9条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

#### 付 則

1. この規程は、2006(平成 18)年7月1日より実施する。
2. この規程は、2018(平成 30)年4月1日より実施する。
3. この規程は、2020(令和2)年4月1日より実施する。
4. この規程は、2021(令和3)年4月1日より実施する。

別表1（専任の役員の報酬。すべて手取額とする。）

業務（勤務）日数	報酬月額
週1回勤務から、週5回を標準とする勤務	月額20,000円から、月額400,000円以内

別表2（別表1以外の非常勤役員等および評議員の報酬。すべて手取額とする。）

(1) 評議員の報酬

業務内容	年額
<p>年度内2回開催を原則とした評議員会への出席。</p> <p>【自然災害または急速な伝染病などの伝播により、評議員会開催が不可能な場合の書類決済やWEB会議などによる議決のために要した会議を含む。】</p>	40,000円

(2) 監事、非常勤理事および総裁、顧問の報酬

業務内容	年額
<p>年度内4回開催を原則とした理事会への出席。</p> <p>【自然災害または急速な伝染病などの伝播により、理事会開催が不可能な場合の書類決済やWEB会議などによる議決のために要した会議を含む。】</p>	40,000円

(3) 本報酬規程の第6条に記載された各委員会委員の報酬

業務内容	日額
<p>本報酬規程第6条2に記載された諸委員会に任命された各委員（本法人勤務者を除く）の各委員会への出席。</p> <p>【なお、自然災害または急速な伝染病などの伝播により、開催が不可能となった場合のWEB会議を含む。】</p>	5,000円

(4) 監事の役職上における特別業務への報酬

業務内容	日 額
理事会および評議員会への出席とは別に 監事が法令に基づいた定期監査や、法人 および各施設などの特別監査や調査に 要した一日の業務	10,000 円

(5) 教職員による兼務理事の報酬

業務内容	年 額
年度内4回開催を原則とした理事会への出席。 自然災害または急速な伝染病などの伝播により、理事会 開催が不可能な場合の書類決済や WEB 会議などによる 議決のために要した会議を含む。	20,000 円